

## メベンダゾール(Mebendazole)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの
構造式	<p>The chemical structure of Mebendazole is shown as a benzimidazole ring system. The 2-position of the imidazole ring is substituted with a 2-benzyl-2-oxoethyl group. The 5-position of the imidazole ring is substituted with a carboxylic acid group.</p>
適用動物/用途	馬、羊、山羊/寄生虫駆除剤
作用機構	遊離のチューブリンにコルヒチン結合部位で結合して微小管形成を阻害し有糸分裂を阻害することであると考えられている。
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EU 及び豪州において牛、豚、乳等に残留基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量(ADI) 0.0025mg/kg 体重/日</p> <p>[設定根拠] 妊娠6~15日 催奇形性試験 (ラット・経口)</p> <p>最小毒性量 2.5mg/kg 体重/日</p> <p>安全係数 1,000</p>
基準値案	別紙のとおり、食品中の残留基準を設定しない(一律基準を適用)こととする。
意見聴取の状況	平成23年5月13日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。なお、メベンダゾールとは、メベンダゾール、(2-アミノ-1H-ベンズイミダゾール-5-イル)フェニルメタノン及びメチル[5-(1-ヒドロキシ-1-フェニル)メチル-1H-ベンズイミダゾール-2-イル]カルバメートをメベンダゾールに換算したものの和とする。

メンダゾール

食品名	基準値 (案) <sup>*6</sup> ppm	基準値 現行 ppm	EU <sup>*6</sup> ppm	豪州 <sup>*7</sup> ppm
牛の筋肉		0.02		0.02
豚の筋肉		0.02		0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>*1</sup> の筋肉		0.04	0.06	0.02
牛の脂肪		0.02		
豚の脂肪		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.06	0.06	
牛の肝臓		0.02		0.02
豚の肝臓		0.02		0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2	0.4	0.02
牛の腎臓		0.02		0.02
豚の腎臓		0.02		0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.04	0.06	0.02
牛の食用部分 <sup>*2</sup>		0.02		0.02
豚の食用部分		0.02		0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02		0.02
乳		0.02		0.02
鶏の筋肉		0.02		
その他の家きん <sup>*3</sup> の筋肉		0.02		
鶏の脂肪		0.02		
その他の家きんの脂肪		0.02		
鶏の肝臓		0.02		
その他の家きんの肝臓		0.02		
鶏の腎臓		0.02		
その他の家きんの腎臓		0.02		
鶏の食用部分		0.02		
その他の家きんの食用部分		0.02		

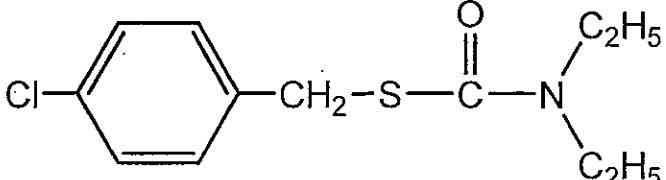
鶏の卵		0.02		
その他の家きんの卵		0.02		
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.02		
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.02		
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.02		
魚介類(その他の魚類 <sup>*4</sup> に限る。)		0.02		
魚介類(貝類に限る。)		0.02		
魚介類(甲殻類に限る。)		0.02		
その他の魚介類 <sup>*5</sup>		0.02		
はちみつ		0.02		

平成 17 年 11 月 29 日厚生労働省告示 499 号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

- \* 1: その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- \* 2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- \* 3: その他の家禽とは、家禽のうち、鶏以外のものをいう。
- \* 4: その他の魚類とは、魚類のうち、さけ目魚類、うなぎ目魚類及びすずき目魚類以外のものをいう。
- \* 5: その他の魚介類とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。
- \* 6: メベンダゾール、代謝物 A 及び代謝物 B をメベンダゾールに換算したものの和をいう。
- \* 7: 哺乳類の肉(meat)及び食用部分(edible offal)について、基準値が設定されている。



チオベンカルブ (Thiobencarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	チオカルバミン酸ベンジルエステル系の除草剤である。作用機構として、 $\alpha$ アミラーゼの生合成の阻害、オーキシンと拮抗することによるタンパク質生合成過程の阻害が考えられている。										
適用作物／適用雑草等	稲／一年生雑草等、レタス／イネ科雑草等										
我が国の登録状況	稲、レタス等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国において米、畜産物等に、オーストラリアにおいて米に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (A D I) 0.009 mg/kg 体重/day          [設定根拠] 2年間慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌)          無毒性量 0.9 mg/kg 体重/day          安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。          残留の規制対象物質：チオベンカルブとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>51.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>25.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	25.7	幼小児 (1~6歳)	51.3	妊婦	22.8	高齢者 (65歳以上)	25.0
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	25.7										
幼小児 (1~6歳)	51.3										
妊婦	22.8										
高齢者 (65歳以上)	25.0										
意見聴取の状況	<p>平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施          平成23年3月8日～4月6日パブリックコメントを実施          平成23年3月25日～5月24日WTO通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○	0.2	アメリカ	【<0.03-0.12(n=34)(米国)】
小麦	0.05	0.05	○			
大麦	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ライ麦	0.05	0.05	○			
とうもろこし	0.03	0.03				
その他の穀類	0.05	0.05	○			
大豆	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
小豆類	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
らづかせい	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。)	0.02 0.05	0.02 0.05	○			<0.005,<0.005 <0.01(#),<0.01(#)
エンダイブ レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.05 0.2	0.05 0.2	○	0.2 0.2	アメリカ アメリカ	【<0.01-0.01(#)(n=4)(米国)】 【0.01(n=3)(レタス)(米国)】 【0.01-0.06(n=9) (リーフレタス)(米国)】
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	0.02 0.02	0.02 0.02	○			<0.005,<0.005(#) <0.005,<0.005(#)
にんじん セロリ	0.02 0.2	0.02 0.2	○			<0.005,<0.005
えだまめ	0.03	0.03	○	0.2	アメリカ	【<0.01-0.15(n=16)(米国)】
牛の筋肉	0.01	0.01				<0.005(#),0.008(#)
豚の筋肉	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				
牛の脂肪	0.01	0.01				
豚の脂肪	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01				
牛の肝臓	0.01	0.01				
豚の肝臓	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01				
牛の腎臓	0.01	0.01				
豚の腎臓	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01				
牛の食用部分	0.01	0.01				
豚の食用部分	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01				
乳	0.01	0.01				
鶏の筋肉	0.03	0.03				
その他の家きんの筋肉	0.03	0.03				
鶏の脂肪	0.03	0.03				
その他の家きんの脂肪	0.03	0.03				
鶏の肝臓	0.03	0.03				
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03				
鶏の腎臓	0.03	0.03				
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03				
鶏の食用部分	0.03	0.03				
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03				
鶏の卵	0.03	0.03				
その他の家きんの卵	0.03	0.03				
魚介類(貝類に限る。)	9	0.5	申			推:8.4
魚介類(貝類を除く。)	0.3	0.02	申			推:0.27

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。  
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

## チオペンカルブ

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.2
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.03
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.05
大豆	0.02
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.1
らづかせい	0.05
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
エンダイブ	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2
たまねぎ	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	0.02
にんじん	0.02
セロリ	0.2
えだまめ	0.03
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注3)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>注4)</sup>	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.03
その他の家きん <sup>注5)</sup> の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.03
その他の家きんの脂肪	0.03
鶏の肝臓	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.03
その他の家きんの卵	0.03
魚介類(貝類に限る。)	9
魚介類(貝類を除く。)	0.3

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注5)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。



エチプロール (Ethiprole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	フェニルピラゾール系殺虫剤である。神経の塩素イオンチャンネルを不活性化することで、塩素イオンの流れが止まり、結果として抑制性神経伝達物質であるγ-アミノ酪酸 (GABA) が関与する神経伝達が阻害されることにより殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稻・だいず/ウンカ類・カメムシ類等										
我が国の登録状況	稻、だいず等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品安全健康影響評価結果	<u>許容一日摂取量 (ADI)</u> 0.005mg/kg 体重/day [設定根拠] 23日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口投与) 無毒性量 0.5mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エチプロールとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>24.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>11.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	10.9	幼小児 (1~6歳)	24.2	妊婦	9.6	高齢者 (65歳以上)	11.8
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	10.9										
幼小児 (1~6歳)	24.2										
妊婦	9.6										
高齢者 (65歳以上)	11.8										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日～4月6日パブリックコメントを実施 平成23年3月25日～5月24日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

エチプロール

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			0.04,0.043/0.02,0.03/0.01,0.03/0.042(#),0.044(#)
大豆	0.2	0.2	○			<0.01,0.05
えだまめ	0.5	0.5	○			0.09,0.17
みかん	0.1		申			0.018,0.012
なつみかんの果実全体	0.7		申			0.204(\$),0.099
レモン	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	1	1	○			0.076,0.394
かき	0.2		申			0.04,0.04
茶	10	10	○			3.16(\$),1.41
その他のスパイス	3		申			1.34,0.79(みかんの果皮)
魚介類	0.09	0.09				推:0.0867

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験成績」欄に「推」の記載があるものは、推定残留量であることを示している。

答申（案）

エチプロール

（別紙2）

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.2
大豆	0.2
えだまめ	0.5
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 <sup>注1)</sup>	0.7
りんご	1
かき	0.2
茶	10
その他のスパイス <sup>注2)</sup>	3
魚介類	0.09

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。



イソプロチオラン(Isoprothiolane)

審議の対象	農薬・動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤・動物用医薬品／牛の肝疾患用剤										
作用機構	マロン酸エステル系殺菌剤の農薬であり、いもち病菌を始め白紋羽病菌等に対して強い菌糸生育阻害作用を有する。いもち病菌に対しては、付着器からの侵入過程を強く阻害する。また本剤は、ウンカ類に対し増殖抑制効果を示し、寿命を短縮させたり、産卵数を減少させる。さらに稻に対しては、根の伸長及び発根を促進する効果も確認されている。動物用医薬品としては牛の肝疾患治療薬であり、作用機構としては、肝細胞に作用し、肝臓におけるタンパク質合成を促進することにより、脂質代謝を含めた肝機能を向上させる。										
適用作物／適用病害虫等 対象動物／適用疾患	稻／いもち病、りんご／白紋羽病等 牛／肝疾患										
我が国の登録状況	稻、りんご等に農薬登録がされている。 牛用の動物用医薬品として承認がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、歐州連合（ＥＵ）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、全ての国又は地域において、基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.1 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・カプセル経口投与） 無毒性量 10 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イソプロチオランとする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>40.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>70.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>40.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	40.1	幼小児（1～6歳）	70.4	妊婦	30.3	高齢者（65歳以上）	40.1
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	40.1										
幼小児（1～6歳）	70.4										
妊婦	30.3										
高齢者（65歳以上）	40.1										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日～4月6日パブリックコメントを実施 平成23年3月25日～5月24日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

イソプロチオラン

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	10	2	○・申			0.02, 0.46/1.54, 3.54(\$)/1.56, 2.45/0.89, 2.60/0.74, 0.82
りんご	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
日本なし	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
西洋なし	0.05	0.05	○			(日本なし参照)
びわ	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
もも	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
うめ	0.03	0.03	○			<0.005, 0.007
ぶどう	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
魚介類	3	3				推:2.522

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		休葉 期間	残留試験成績	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		試験日 ppm	参考値 ppm
牛の筋肉	0.02	0.02				14日	7日	<0.02
牛の脂肪	0.02	0.02				14日	7日	<0.02
牛の肝臓	0.02	0.02				14日	7日	<0.02
牛の腎臓	0.02	0.02				14日	7日	<0.02
牛の食用部分	0.02	0.02				14日	7日	<0.02 (小腸)
乳	0.02	0.02				24時間	24時間	<0.02

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

## 答申（案）

(別紙2)

## イソプロチオラン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	10
りんご	0.05
日本なし	0.05
西洋なし	0.05
びわ	0.02
もも	0.02
うめ	0.03
ぶどう	0.02
牛の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
牛の食用部分 <sup>注1)</sup>	0.02
乳	0.02
魚介類	3

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。



ヨウ化メチル(Methyl iodide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があつたもの。										
構造式	$  \begin{array}{c} \text{H} \\   \\ \text{H} - \text{C} - \text{I} \\   \\ \text{H} \end{array}  $										
用途	農薬／くん蒸剤										
作用機構	脂肪族ハロゲン化物系くん蒸剤である。害虫、線虫あるいは病原菌細胞を構成する分子の求核中心と化学反応し、ピルビン酸脱水素酵素やコハク酸脱水素酵素等の必須酵素を阻害することにより、土壤消毒剤及びくりのくん蒸剤として効果を発揮する。										
適用作物／適用病害虫等	メロン／黒点根腐病、トマト／青枯病等										
我が国の登録状況	メロン、トマト等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国及びオーストラリアでは土壤くん蒸剤としての使用において、ヨウ化メチルが作物に残留しないことから、基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.005 mg/kg 体重/day      [設定根拠] 90日間 亜急性毒性試験 (ラット・強制経口)          無毒性量 5 mg/kg 体重/day          安全係数 1000</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。      残留の規制対象物質：ヨウ化メチルとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.6	幼小児 (1~6歳)	1.9	妊婦	0.5	高齢者 (65歳以上)	0.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.6										
幼小児 (1~6歳)	1.9										
妊婦	0.5										
高齢者 (65歳以上)	0.5										
意見聴取の状況	平成23年5月13日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

ヨウ化メチル

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	0.05	0.05	○			<0.01(±), <0.01(±)
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01(±), <0.01(±)
しょウガ	0.05		申			<0.01, <0.01 <0.01, <0.01(葉しょウガ)
ぐり	0.5	0.5	○			0.12, 0.12
その他のハーブ	0.05		申			<0.01, <0.01(みょうが 花穂)

(±)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

(別紙2)

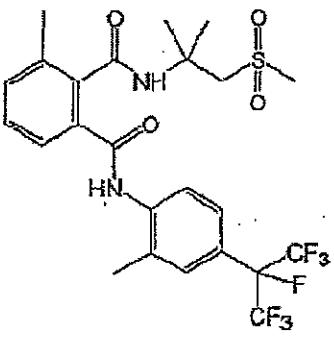
ヨウ化メチル

食品名	残留基準値 ppm
トマト	0.05
メロン類果実	0.05
しょうが	0.05
ぐり	0.5
その他のハーブ <sup>注1)</sup>	0.05

注1)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、  
グレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリ  
の茎及びセロリの葉以外のものをいう。



フルベンジアミド(Flubendiamide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があり、併せてインポートトレランス（IT）制度に基づく基準設定の要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	鱗翅目昆虫の筋肉細胞の小胞体のリアノジン受容体カルシウムチャネルに選択的に作用してこれを持続的に開口し、カルシウムイオンの細胞質への放出を促進して異常収縮を引き起こすことにより殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	もも／ハマキムシ類、ぶどう／ハスモンヨトウ等										
我が国の登録状況	もも、ぶどう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準値案が示されている。米国においてうり科野菜、仁果類果実等に、オーストラリアにおいてキャベツ、トマト等に、EUにおいてトマト、うり科野菜等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.017 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.70 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルベンジアミドとする。										
暴露評価	EDI／ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"></th> <th style="text-align: center;">EDI／ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">21.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児 (1～6歳)</td> <td style="text-align: center;">34.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">17.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者 (65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">20.4</td> </tr> </tbody> </table> EDI：推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI／ADI比 (%)	国民平均	21.6	幼小児 (1～6歳)	34.3	妊婦	17.9	高齢者 (65歳以上)	20.4
	EDI／ADI比 (%)										
国民平均	21.6										
幼小児 (1～6歳)	34.3										
妊婦	17.9										
高齢者 (65歳以上)	20.4										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日～4月6日パブリックコメントを実施 平成23年3月25日～5月24日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
とうもろこし	0.02		IT	0.02	アメリカ	【<0.010(n=12)(米国)】	
大豆	0.3	0.3	○			0.032,0.088	
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ	0.05 0.05 0.05		申 申 申			<0.01,<0.01 0.01,<0.01 <0.01,<0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 はくさい	0.1 10 5	0.03 10 5	○・申 ○・申 ○			0.02,<0.01 (はつかだいこん(根)) 5.20,1.81 (はつかだいこん(葉)) 1.80,1.70	
キャベツ カリフラワー ブロッコリー	3 0.6 5	3 IT 申・IT		0.60	アメリカ	1.12,1.50/0.32,0.12/0.50 ,0.48/0.78,0.88 【<0.01-0.02(n=3)(米国)】 【米国ブロッコリー参照】 1.60(\$),0.87 【0.11-0.22(n=3)(米国)】	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15	○			0.94,0.96/0.78(レタス) /5.74,2.78(レタス(体系)) /7.48,9.49(リーフレタス) /3.77,7.13(サラダ菜)	
ねぎ(リーキを含む。) アスパラガス	3 1	3 申				0.88/1.13 0.46/0.28	
セロリ	5		IT		11	アメリカ	【0.70-2.42(n=6)(米国)】
トマト ピーマン なす	1 3 1	0.7 3 1	○・申 ○ ○			0.44/0.36(ミニトマト) 0.46/1.14 0.40/0.24	
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか メロン類果実※	0.7 0.2 0.05 0.02	0.7 IT 申 IT	○ IT 申 IT		0.20 アメリカ	0.12/0.22 【<0.010-0.038(\$) (n=5)(米国)】 【米国メロン参照】 <0.01/<0.01 【0.012-0.090(\$) (n=6)(米国)】	
えだまめ	5		申			1.67(\$)/0.87	
りんご 日本なし 西洋なし	1 1 1	1 1 1	○ ○ ○			0.37/0.41 0.28/0.32 (日本なし参照)	
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。) おうどう(チェリーを含む。)	0.05 1 2 2 2	0.05 1 IT 申・IT 2	○・IT ○ IT 申・IT ○	1.6 1.6 1.6	アメリカ アメリカ アメリカ	<0.005/0.012 【0.138-0.383(\$) (n=18)(米国)】 0.26/0.48 【米国もも、すもも、おうとう参照】 0.80(\$)/0.22 【0.010-0.488(\$) (n=12)(米国)】 0.57/0.43 【0.158-0.992(n=12)(米国)】	
いちご ぶどう かき 綿実	2 2 0.3 0.9	2 2 申 IT	○ ○ 申 IT			0.45/0.82 0.55/0.82 0.07/0.05 【<0.01-0.88(n=12)(米国)】	

農薬名

フルベンジアミド

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり	0.06		IT	0.06	アメリカ	[米国アーモンド、ペカン参照] 【<0.010-0.024(n=10)(米国)】【米国アーモンド参考】
ペカン	0.06		IT	0.06	アメリカ	
アーモンド	0.06		IT	0.06	アメリカ	【<0.010-0.048(n=10)(米国)】
くるみ	0.06		IT	0.06	アメリカ	[米国アーモンド、ペカン参照]
茶	40	40	○			29.0/7.80(あら茶)
その他のハーブ	5		IT	5.0	アメリカ	【0.72-2.82(n=8)(マスタードグリーン)(米国)】

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
※メロン類果実においては、米国の残留基準に加工係数0.1(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

## 答申（案）

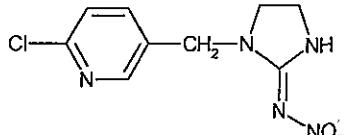
(別紙2)

## フルベンジアミド

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.02
大豆	0.3
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
はくさい	5
キャベツ	3
カリフラワー	0.6
ブロッコリー	5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15
ねぎ(リーキを含む。)	3
アスパラガス	1
セロリ	5
トマト	1
ピーマン	3
なす	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2
すいか	0.05
メロン類果実	0.02
えだまめ	5
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
もも	0.05
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	2
ぶどう	2
かき	0.3
綿実	0.9
くり	0.06
ペカン	0.06
アーモンド	0.06
くるみ	0.06
茶	40
その他のハーブ <sup>注1)</sup>	5

注1)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

イミダクロプリド(Imidacloprid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があり、併せてインポートトレランス（IT）制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	クロロニコチル系殺虫剤である。ニコチン性アセチルコリン受容体に結合し、神經伝達を遮断するなどの作用により殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	水稻／ウンカ類、ばれいしょ／アブラムシ類等										
我が国の登録状況	水稻、ばれいしょ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	穀類、いも類、かんきつ類果実類等に国際基準が設定されている。米国においてうり科野菜、かんきつ類果実等に、カナダにおいてきゅうり、ラズベリー等に、EUにおいて穀類、かんきつ類果実等に、オーストラリアにおいてうり科野菜、かんきつ類果実等に、ニュージーランドにおいてレタスに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（A D I）0.057 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 5.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イミダクロプリドとする。ただし、畜産物については、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリドに換算したものの和とする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="547 1545 1389 1831"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>39.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>77.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>42.0</td> </tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	39.7	幼小児（1～6歳）	77.5	妊婦	31.7	高齢者（65歳以上）	42.0
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	39.7										
幼小児（1～6歳）	77.5										
妊婦	31.7										
高齢者（65歳以上）	42.0										
意見聴取の状況	平成23年5月13日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

## 農薬名：イミダクロブリド

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	1	1	○	0.05	1 0.05, 0.005/0.005(#), <0.005(#)/0.038, 0.018/<0.005, 0.006/0.058, 0.036/0.076, 0.030/0.08, 0.02/0.04(#), 0.04(#), 0.08, 0.16, 0.09/<0.01(#), 0.01(#)/0.05(#), 0.03(#)/0.22(#), 0.31(#)(\$/0.26(#), 0.28(#)/0.02, 0.04	
小麦	0.05	0.05	○	0.05		0.013, <0.005/0.016(#), <0.005(#)
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05		0.05		<0.01(#), <0.01(#)(乾燥種子)
とうもろこし	0.05	0.05	○	0.05		<0.01(#), <0.01(#)(生食用子実) <0.01(#), <0.01(#)(脱穀種子) <0.01(#), <0.01(#)(生食用子実)
そば	0.05	0.05		0.05		
その他の穀類	3	0.05	申	0.05		1.39, 1.07(キノア)
大豆	3	2.5	○	3.5	アメリカ	【0.029-2.04(n=24)(米国)】
小豆類	3	2.8	○	4.0	アメリカ	【0.133-1.120(n=11)(米国いんげん)】
えんどう	3	2.8	○	2	アメリカ	【0.138-1.030(n=6)(米国)】
そら豆	3	2.8	○	4.0	アメリカ	【米国いんげん、えんどう参照】
らつかせい	0.7	0.7	○	1		
その他の豆類	3	2.8	○	2	アメリカ	【米国いんげん、えんどう参照】
ばれいしょ	0.5	0.5	○	0.5		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.4	0.4	○	0.5		
かんしょ	0.4	0.4	○	0.5		
やまいも(長いもをいう。)	0.4	0.4	○	0.5		
こんにゃくいも	0.4	0.4	○	0.5		
その他のいも類	0.4	0.4		0.5		
てんさい	0.4	0.4	○	0.5		
さとうきび	0.04	0.04		0.05	オーストラリア	【<0.02(n=2)(豪州)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.4	0.4	○	0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	4	3.5	○	5		
かぶ類の根	0.4	0.4		0.5		
かぶ類の葉	3	2.8		4.0	アメリカ	【米国ビート葉参照】
西洋わさび	0.4	0.4		0.5		
クレソン	3	2.5		3.5	アメリカ	【米国ほうれんそう参照】
はくさい	0.5	0.5	○			0.06, 0.11/0.06, 0.06/0.05(#), 0.13(#)(\$/0.04, 0.21/0.02(#)/0.16, 0.05/0.20(#), 0.07(#)
キャベツ	0.5	0.5	○	0.5		<0.2, <0.2(芽キャベツ), <0.2, <0.2, 0.05, <0.2(非結球芽キャベツ)
芽キャベツ	0.5	0.5	○	0.5		
ケール	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
こまつな	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
きょうな	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
チングンサイ	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
カリフラワー	0.4	0.4		0.5		
ブロッコリー	5	5	○	0.5		0.28(#), 1.94(#)/0.40, 2.30(\$)